

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年3月28日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年3月7日静岡県告示第134号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
渡邊安正	富士宮市内房字西向 5453	富士宮市役所
矢部千尋	富士宮市上稲子字北ヶ谷戸 1329 の4、1369、1370 の1から1370 の3まで	富士宮市役所
矢部孝幸	富士宮市上稲子字北ヶ谷戸 1331	富士宮市役所
矢部茂三郎	富士宮市上稲子字萩間 1929	富士宮市役所
佐野かつ枝	富士宮市上稲子字地藏堂 2525 の1の1の1（以上1筆について一部保安林）	富士宮市役所
篠原正好	富士宮市下柚野字瀬戸山 546、字中尾山 587	富士宮市役所